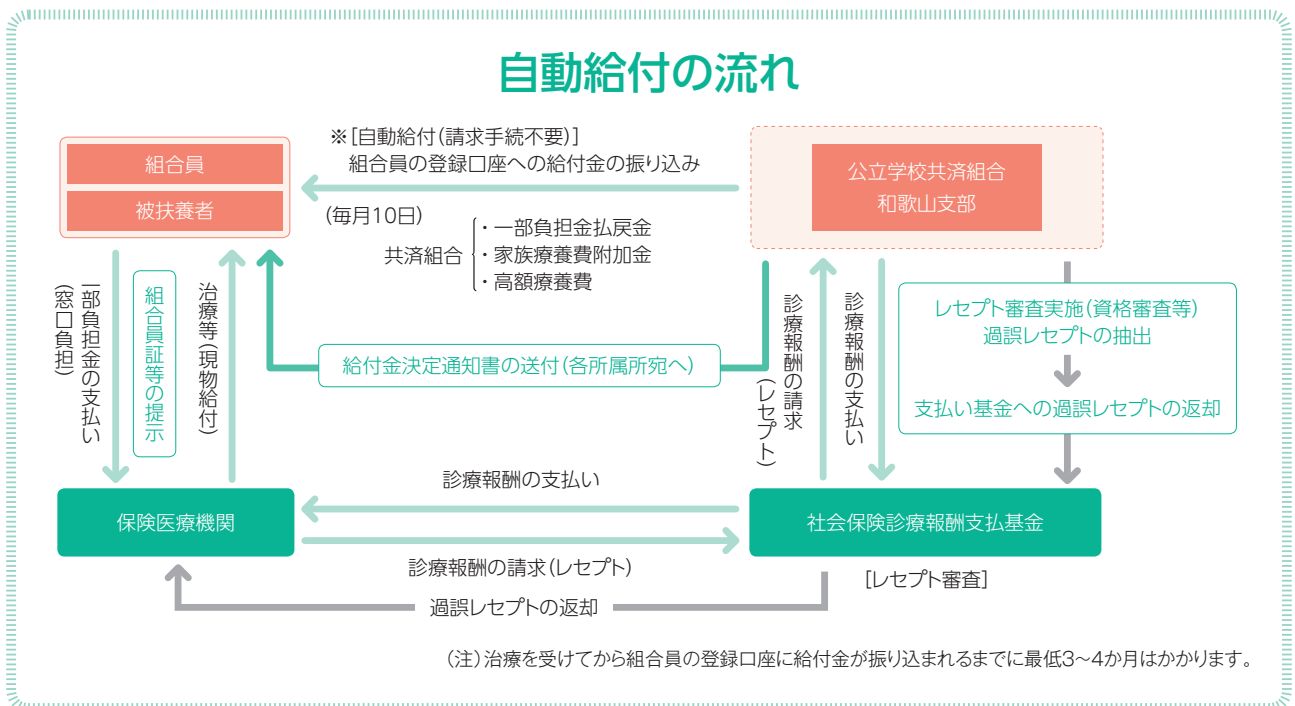


給付条件による事項	組合員が出産し、出産の日以前42日、出産の日後56日以内において勤務に服することができない場合で、その給料の全部または一部が支給されないとき	出産手当金
	組合員が公務によらない病気または負傷により勤務できなくなり、給料の全部または一部が支給されないとき	傷病手当金 (同附加金)
	組合員が被扶養者等の病気または負傷、配偶者の出産、組合員または被扶養者の不慮の事故等により欠勤し、給料が支給されないとき	休業手当金
	組合員が育児休業により、勤務に服さなかったとき (※総務省令に該当する場合は、最長2歳に達する日まで支給期間を延長することができます。)	育児休業手当金
	組合員が配偶者、父母、子等を介護するため休業したとき	介護休業手当金
	組合員が公務外で死亡したとき	埋葬料 (同附加金)
	被扶養者が死亡したとき	家族埋葬料 (同附加金)
	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	弔慰金
	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	家族弔慰金
	組合員が現に居住している住居または家財が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき ※現地調査を要しますので、該当事由が生じた場合は、必ず共済組合へ連絡してください。	災害見舞金
	1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき	退職後の給付 ※出産費
	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき	退職後の給付 ※埋葬費

※附加金はありません。



## 平均標準報酬月額の変更はありません

傷病手当金及び出産手当金の算定に関する共済組合の平均標準報酬月額は**変更ありません**。



※組合員期間が12月未満の場合  
にご自身の平均標準報酬月額と  
比べれます。

